

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 208 回国会法律案等 N A V I 「2025 年日本国際博覧会に関する特権・免除協定」
著者 / 所属	目黒晋太郎 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	444 号
刊行日	2022-4-14
頁	49-50
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

2025年日本国際博覧会に関する特権・免除協定

1. 国際博覧会制度

1928年、19世紀末から20世紀初頭にかけて乱立した博覧会の開催数を制限するため、国際博覧会の開催期間・頻度、開催者、開催国の義務・組織等について規定した国際博覧会条約が締結された。また、国際博覧会が同条約にのっとり開催されるように監督するため、博覧会国際事務局（以下「B I E」という。）がパリに設立された（2022年2月現在、日本を含む170か国が加盟）。現在、B I Eの承認の下、国際博覧会条約に基づいて開催される国際博覧会には、5年ごとに開催される大規模な博覧会「登録博覧会」とその間に開催される博覧会「認定博覧会」の2種類がある。2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）は、2020年ドバイ国際博覧会¹に続く登録博覧会に位置付けられる。

2. 2025年日本国際博覧会と国会提出の経緯

2018年11月23日、第164回B I E総会において、2025年国際博覧会の開催国が日本に決定した（同博覧会の概要は次頁図表1を参照）。その後、博覧会の開催に向けた法整備、参加招請活動、政府代表の任命等の準備が進められる中、B I Eから博覧会に参加する国・国際機関、B I E等への特権及び免除の付与等を規定した協定の締結が求められた。このため、2021年10月27日、日本とB I Eとの間で「2025年日本国際博覧会に関する特権・免除協定」（以下「本協定」という。）の策定に向けた最初の交渉が行われ、2022年2月15日に本協定が署名された。同年3月8日、第208回国会（常会）に本協定（閣条第4号）が提出された²。

なお、2015年ミラノ国際博覧会及び2020年ドバイ国際博覧会においても、同様の協定がB I Eと各開催国政府との間で締結されている。また、国際博覧会条約第22条においても、招請国政府が、各国及びその国民の参加を容易にするため、特に人及び物品の輸送の料金及び入国又は輸入の条件に関して便宜を与えるよう努力することが規定されている。

3. 本協定の主な内容

本協定は、博覧会に参加する国・国際機関の陳列区域代表³事務所、B I E等が有する特権及び免除について定めるものである（主な内容は次頁図表2を参照）。加えて、陳列区域

¹ 当初、2020年10月20日から2021年4月10日の会期で開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、2021年10月1日から2022年3月31日の会期で開催することとなった。

² 本協定の提出に先立ち、2022年2月8日、博覧会政府代表の設置等を定めることを目的とした「2025年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案」（閣法第24号）も提出された。

³ 陳列区域代表は国際博覧会条約第13条や2025年日本国際博覧会一般規則第9条に規定されており、自国の政府を代表し、自国の陳列区域の組織及び運営に責任を負う。

代表事務所やB I Eの職員の被扶養者についても、日本での生活や労働が考慮され、無償での査証の発給（第3条）、社会保障制度に対する拠出の免除（第11条）等が認められている。なお、本協定の特権及び免除は、博覧会に関する非商業的活動に適用されるものであり、具体的には、博覧会の準備、運営及び広報に関する活動並びに博覧会に関連するその他の活動をいい、飲食物の販売、商品の販売、入場料を伴う行事の開催及びその他の営利目的の活動を含まない（第1条）。また、本協定は、締結の30日後に効力を生じ、日本とB I Eとの間の合意により終了しない限り、博覧会の終了の日から1年の間効力を有する（第17条）。

図表1 2025年日本国際博覧会の概要

名称	2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）
会期	2025年4月13日～2025年10月13日（184日間）
開催場所	夢洲（ゆめしま）（大阪府大阪市此花区）
テーマ	いのち輝く未来社会のデザイン（Designing Future Society for Our Lives）
コンセプト	People's Living Lab（未来社会の実験場）
会場面積	約155ヘクタール
来場者数（想定）	約2,820万人

（出所）外務省資料等を基に筆者作成

図表2 各参加主体の特権及び免除の主な内容

陳列区域代表事務所 （陳列区域代表事務所として指定される個人、法人又はその他団体）	・法人税等の直接税及び輸入する物品の関税の免除、事務所のパビリオンの建設や運営のために調達される物品及びサービスに係る消費税の還付（第4条）
陳列区域代表事務所の職員 （陳列区域代表、パビリオン館長、陳列区域代表事務所が直接雇用する者）	・無償での査証の発給、在留カードの交付（第3条） ・勤務に係る給料及び手当に対する課税の免除、家具及び手回品を輸入する際の関税の免除（第8条） ・社会保障制度に対する拠出の免除（第11条）
B I E （博覧会国際事務局）	・法人税等の直接税の免除、B I Eの運営のために調達される物品及びサービスに係る消費税の還付（第5条）
B I Eの代表者 （B I E事務局長、B I E事務局の職員等）	・無償での査証の発給、在留カードの交付（第3条） ・勤務に係る給料及び手当に対する課税の免除、家具及び手回品を輸入する際の関税の免除（第9条） ・社会保障制度に対する拠出の免除（第11条）

（出所）本協定を基に筆者作成

めぐろ しんたろう
（目黒 晋太郎・外交防衛委員会調査室）